

## 平成29年度主任介護支援専門員研修実施要領

### 1 目的

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図る。

### 2 主催

社会福祉法人とちぎ健康福祉協会（栃木県指定研修実施機関）

### 3 研修期間

平成29年12月7日（木）～平成30年2月16日（金）のうち13日間

### 4 実施場所

とちぎ健康の森 大会議室（宇都宮市駒生町3337-1）

### 5 研修課程

別添『平成29年度主任介護支援専門員研修日程表』参照

### 6 受講資格

介護支援専門員の登録が栃木県にあり、介護支援専門員の実務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員であって、居宅サービス計画等を提出させることにより、研修実施機関において内容を確認し、利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者のうち、次の（1）から（3）の要件にすべて該当する者

- （1）介護支援専門員専門研修課程Ⅰ及びⅡを修了した者、又は実務経験者に対する更新研修を修了した者
- （2）次のいずれかに該当すること（※実務に従事した期間は、平成29年8月31日時点で換算すること）

- ①専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年（60か月）以上である者（ただし、居宅介護支援事業所の管理者との兼務は期間として算定できるものとする。）
- ②ケアマネジメントリーダー養成研修修了者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年（36か月）以上である者（ただし、居宅介護支援事業所の管理者との兼務は期間として算定できるものとする。）
- ③省令第140条の6第1号イの（3）に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者
- ④その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、県が適当と認める者

- （3）現に介護支援専門員として実務に従事している者

### 7 定員

60名

### 8 事例審査について

実践事例の提出により、自立支援に資するケアマネジメントができているか下記の書類により審査する。審査により、自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められない場合は、受講できない。事例の再提出による再審査は行わない。

- ア 事例様式1 基本情報
- イ 事例様式2 ケアプラン策定のための課題検討用紙
- ウ 事例様式3 居宅（施設）サービス計画書1～3表 又は 介護予防サービス・支援計画書
- エ 事例様式4 事例提出のまとめ

### 9 申込方法

下記書類を揃えて、申込期間内に郵送または持参により提出すること。

- (1) 様式1 平成29年度主任介護支援専門員研修受講申込書
- (2) 様式2 推薦書
- (3) 様式3 実務従事期間証明書
- (4) 様式4 主任介護支援専門員受講申込用事例
- (5) 受講要件に該当する研修の修了証のコピー

<送付先>

〒320-8503 宇都宮市駒生町3337-1とちぎ健康の森2階  
とちぎ健康福祉協会 事業企画課 主任研修担当 宛

10 申込み期間

平成29年10月2日(月)～平成29年10月10日(火) 必着

※申込み期間前に到着した分は、受け付けない。

11 受講決定

書類審査により受講決定を行い、11月上旬頃に受講可否決定を送付する。

申込みが定員を大幅に超える場合には、申込み期間内での受付順とする。

12 受講料、その他の諸経費

52,000円(内訳:受講料49,000円、資料代3,000円)

納入方法は、受講決定通知にて連絡する。

13 研修修了者の認定方法

全科目を修了し、全ての研修記録シートを提出した者には、修了証を交付する。

※遅刻、欠席、途中退席の場合は、修了証を交付しない。

※事例、研修記録シート等の指定された提出物がない場合、研修態度がふさわしくないと判断された場合は、修了証を交付しない。

14 その他

(1) 過去に主任介護支援専門員研修を修了し、主任介護支援専門員の有効期間内の者は受講できない。

(2) 主任介護支援専門員研修は、介護支援専門員証の更新に係る研修ではない。介護支援専門員証の更新については、専門研修又は更新研修の受講後、別途栃木県あてに手続きが必要となる。

(3) 研修を欠席した場合は、修了できない。翌年度以降に受講希望する場合には、改めて受講申込みにより書類審査を行う。また、全科目の受講が必要となる。

(4) 身体の障害等により受講に際して配慮が必要な方は、事前に相談すること。

(5) 「受講申込書」その他研修に係る提出書類により取得した個人情報については、適正に管理を行い、研修事務の目的以外には使用しない。なお、受講者の情報は、「栃木県介護支援専門員資質向上事業実施要綱」に基づき、栃木県に提出する。

(6) 主任介護支援専門員の役割として、地域の介護支援専門員に対する助言・指導を行うこと、地域の包括的・継続的ケアシステムの構築を行うことが挙げられていることから、**栃木県を通して各健康福祉センターや各市町に研修修了者の氏名等の情報提供することについて同意のうえ**研修申込みをすること。

(7) 申込書等提出書類に関して、虚偽の記載があった場合は、受講修了を取り消す。その場合、納入された受講料の返金はしない。

15 問合せ先

とちぎ健康福祉協会 事業企画課

電話 028-600-3180(研修当日緊急連絡先 080-5670-7847)

問合せ時間 8:30～17:30(土日祝日を除く)

※介護支援専門員専門研修の開催日等は、担当者が不在の場合がある。